

第2章 政治体制と権力構造

2

モロッコ憲法に関する一考察

あんどうかつみ
安藤勝美

はじめに

- I 憲法上の問題の提示
- II 国家の宗教性
- III 国民主権と国王の権限【略】
- IV 憲法の現実的側面【一部略】

出典 『アジア経済』第7巻第12号

1966年12月

はじめに

戦後あいついで独立した低開発諸国は、国家形成の基礎づけ、組織づけのため、つぎつぎと憲法を制定してきた。これらの憲法は、植民地主義に対抗した民族主義の成果として、民族主義運動や基礎社会の性格と運動指導層の性質を反映している。民族的独立の過程や性質のありかたはまた、国家権力の性格をも規定している。それは法がきわめて政治的な表現であって、政治を母胎とし、その生命を宿した「政治の子」⁽¹⁾である性質による。したがって憲法を学問的に考察する場合、このような政治史的沿革、すなわちナショナリズムの発展過程と性質、またその目的を等閑に付すことはできない。これは法を「政治の契機から切り離して考察しようとすれば、そこに考察された

法は、もはや実在する法ではなく」⁽²⁾なることを意味するからである。

それゆえ、ここに行なうモロッコ憲法の基本原理の分析も、まずこの点からの位置づけが必要とされるであろう。簡単にモロッコ憲法制定のいきさつとナショナリズムの性格を述べる。

モロッコは1956年に独立し、1962年に憲法制定国民投票を行なった。憲法が公布されたのは1962年12月14日で、独立してから6年後、フランスの保護領となってその独立性を失った1912年からはちょうど半世紀後にあたる。

一方、マグレブといってモロッコとともに言語、宗教および人種を同じくするアルジェリア、チュニジアの2国（しかもともにフランスの支配を受けた）は、アルジェリアが1962年の独立の翌年に、チュニジアはモロッコと同年の1956年に独立して、3年後にそれぞれ憲法を制定している。

独立後6年を要したモロッコ憲法制定の長い経過はそのまま、国内におけるイデオロギー対立の激しさを物語ると同時に、モロッコのナショナリズムの性格を示している。

独立後、独立運動のシンボルとして国民の絶大な信頼を得ていた民族主義者である国王（民族主義者にして宗教的権威に基づく絶対権力者である点にも、モロッコのナショナリズムの特徴が見いだされる）は、憲法制定委員会を作った。その委員は独立運動の中核として発達したイスティクラル党を初めとする政府与党や国王派という伝統的民族主義、君主主権論者を中心としていた。これに対して、独立闘争を共にしたイスティクラル党左派が、独立という統一目標後、その階級性とイデオロギーを明確にして分裂し、新しく「人民勢力全国同盟」という党を作ったが、同党は、憲法制定委員は国王の任命によるもので、広く国民各層の意見を代表するものでなく、委員任命ということ 자체非民主的であるといって委員会をボイコットした。

結局この委員会は1960年に解散されたが、その後は国王を中心とし、保護領時代のフランス人も加わって、宮廷内でひそかに作成されることになった。

憲法をめぐる対立は、伝統的保守主義者である地主、商工業者、イスラム的知識人と、ヨーロッパ的民主主義の確立を目指す労働者、インテリとの階

級的、思想的対立であり、独立後、1958年に公布された王室憲章、1961年の王国基本法に表明された国王を中心とする君主主権、専制的イスラム国家主義者に対する、民主的＝社会的な闘争であった。

この激しい対立はさまざまの事件を引き起こした⁽³⁾。いよいよレフレンダムとなって、「人民勢力全国同盟」は投票ボイコットを指示した。しかし結果は、憲法に賛成したものが有効投票の97.1%で、全有権者の80%に達する者が新しい憲法体制を支持した。

文盲率85%，しかも憲法草案が国民に実際に示されたのはレフレンダムのわずか2週間前という状況の中で、憲法の意味するものがどれほど国民に理解されたかは疑問とされるところである。

しかしこのレフレンダムの結果に見られる事実は、モロッコのナショナリズムの性格を示すものといえる。

それは同じような土台を持つアルジェリアが社会主義国家として、チュニジアが共和国として発足したことと比べて、モロッコは国王を国民統一のシンボルとし、宗教上の宗主としてさらに絶対的な、それは明治憲法上の天皇支配に似通った立憲君主国として誕生したこと、言いかえればそれができたということである。このマグレブ3国はこの意味で、同じ根からでた異なった三つの国といえる。

先に述べたように、憲法は政治の申し子であり、政治諸勢力の妥協の産物である。レフレンダムによって国民に採択されたモロッコ憲法は、伝統的イスラム国家のスルタンの絶対性、封建的社會制度、さらにイスラム教の理念と、三権分立、國民主権、そして國民の自由権、社會権という基本的人権などの西欧的近代憲法制度とを、立憲君主国という枠の中に混在させたものである。

それではこのような憲法を生みだした背景はどのようなものか。

第1に政治上の元首であり、宗教上の宗主である国王の存在が考えられる。

国王（モハメッド5世）は、國民にとって、独立闘争の過程からイスラム聖戦（Jihād）の象徴であり、フランス政府に民族主義者と指弾されて王位を奪

われ、やがて国民の復位要求があまり熾烈なため（むしろナショナリズムに火を注ぐことを恐れて）、再び復位させられた殉教者であり、そして実際に独立を達成させた英雄である。

モロッコは7世紀以来の古い伝統をもった回教国で、国王はその宗教国家の元首であるスルタンを名のっていた。国王は教祖マホメットの後裔であり、全人口の95%を占める回教徒の宗主であることと、民族主義者であったことが、その後王位を制度的に権威づけることになった。そのため反対党といえども国王の存在自体を否定できるどころか、立憲君主制度を容認せざるをえなかつた。

この有力な王の存在は（1961年モハメッド5世は急死し、その子モーレイ・ハッサンすなわちハッサン2世が王位を継いだ）、チュニジアがその王位を廃して共和国となり、イスラム教の改革に至るまでの急進的な態度をとったことと、はなはだ対照的となつた。チュニジアでは国王が名目的なもので、ナショナリズムのリーダーがブルギバであったためもあるが、両国ともナショナリズムがそのリーダーに影響を受ける一つの顕著な例といえる。

このモハメッド5世の存在が、独立を目指す国民統合、諸勢力の結集に果たした役割は大きい。しかしそれはまた日本の天皇制のように過去からの脱皮を阻む大きな存在であったし、独立への運動の過程で、チュニジアに近代的立憲思想がめばえ、アルジェリアも社会主义国家を目指す憲法の作成にあたっていたことと比べて、類似の憲法意識が、成長しなかつた一つの制度的原因ともいえる。

これはまた、7年余にわたる軍事的、政治的闘争を行なつたアルジェリアが、強力な国民統一戦線を作つて、それがやがて国内諸制度の改革にまで進んだことや、チュニジアでのブルギバ主義に表明されるような近代思想を身につけた民族主義指導者の存在などに対して、モロッコはアルジェリアに比べて比較的容易に独立を認められ、さらにアラル・エル・ファシ（イスティクラル党首、独立運動の中心人物）のように伝統的な回教教育を受けた指導者が多かつたため、その運動が社会体制の批判に至るほどの展開を見せなかつた

ためでもある。

第2に、9世紀以来の伝統をもつカラワイン回教大学を中心とした回教的知識人やウラマー(回教法学者)の存在、また20万に及ぶモロッコ人地主、伝統的手工業者、商人、さらに全人口の70%に達する農村人口は、改革よりも伝統を尊重する保守主義者として、現状維持を支持する基盤を形成していた。

第3に、独立当時連立内閣を結成して一体となっていた諸政党がその民族主義的な性格からしだいに社会的な色彩をおびてきたために、政党の対立または分裂が行なわれ、特に最大与党であったイスティクラル党の分裂(1959年1月25日)が国民党としての性格を失わせ、これはまず同党左派であったイブラヒム内閣から国王を首班とする内閣結成(1960年5月)の原因となり、さらに憲法制定後の総選挙(1963年5月17日)に端的に見られるごとく、国会(衆議院)の議席144のうち69議席を占める国王派の「憲政擁護国民戦線」(1963年3月20日結党)を生む遠因となった。

独立後の政党のイデオロギーの分裂、多様化はその抗争の産物である憲法に反映し、特にその特徴の一つである一党制の否定(憲法第3条)、多数政党の存在となってあらわれた。

この分裂のもっとも激しかったイスティクラル党のイデオロギーの対立とは、第1に農地改革、土地の国有化、産業の国有化を主張する左派との政策の対立、第2にモーリタニアの併合を唱える大モロッコ主義者である右派と民族国家として独立を認める左派との対立(現在【当時一編者】なおモロッコはモーリタニアを承認していない)、第3に隣国アルジェリアが社会主義国家となることに対する両派の対外政策の対立が原因となり、ベン・バルカやアブドゥラ・イブラヒムらは同党を除名されることになり、1959年「人民勢力全国同盟」となって左派は独立することになった。このため地主、商工業者、自由業者、公務員がイスティクラル党の支持者となるのに対して、後者は都市労働者、インテリを中心として植民地主義残滓の払拭、土地改革、主要産業の国有化、また立憲制度のもとで、王の権力を制限した民主的、社会的国家の形成を目的とした。

その勢力分布は先に述べた憲法制定後の選挙（5月17日）によれば、衆議院議席144のうち、イスティクラル党は41議席、後者は28議席というようにその勢力関係を示している。なお「憲政擁護国民戦線」が69議席を占める第1党で、この3大政党以外は中立派の6議席である。

以上の、またそれ以外のさまざまの理由で、国王や保守派の意図する憲法体制が作られることになった。そしてその憲法の基本構造はブライスのいうように被支配者の法的・社会的・政治的地位の支配者による承認⁽⁴⁾という形であらわされた。この一国的基本法である憲法の制定は、国家の基本的性格の明文化であり、さらに参政権を初めとする、独立を勝ちとり近代国家に脱皮しようとする国民の諸権利、自由を確定することである。もとより憲法は階級対立の妥協の産物、特に支配階級の意思を法文化し、その意図する政策実現の手段である。そのため憲法制定をめぐって起こった対立は、独立という単一目標達成後の、先鋭化された階級対立としてとらえられる。

またこの憲法はモロッコにおける民族主義運動の一つの成果であって、その基礎社会や民族運動の特質が、憲法の特徴となっているもので、ミルキヌ＝ゲツェヴィチが述べているごとく、憲法はすべて、法論理の所産であるよりはるかに、事実状況の所産なのである⁽⁵⁾。

本稿は、このような性質をもつモロッコ憲法の基本原理を実定法の面と社会的機能の面から考察することを目的としている。

また本稿は、マグレブ諸国、アラブ連合その他の低開発国の法制度研究(特に土地法、労働法、経済関係法)、さらに低開発国側からの国際法と国内法の関係についての研究の一環であり一試論である。

I 憲法上の問題の提示

最初に憲法制定という事実から提示される法的問題から本論にはいることにしよう。

先に述べたようないきさつで憲法が制定されたが、その事実は二つの問題を提示する。

第1に、歴史的な伝統と宗教上の原理にたっていた一つの事実関係に終焉を告げたということである。

モロッコは1912年にフランスの保護領となつたが、それでも名目上はシェリーフ王国を名のる半主権国家であった。それは歴史上有名なモロッコ事件でもわかるように、モロッコを併合することは国際間の非難を呼びやすく、名目的にも主権国家としておくことがフランスにとって得策であり、また実権を握っておきながら、いつでも責任の一部を転嫁させることができるという理由によるためであった⁽⁶⁾。

しかしそれはあくまでも便宜的であって、フランスは外交権を掌握し、内政についても名目的な国王のサインのもとにすべての権利の行使ができた⁽⁷⁾。

独立によってモロッコは完全な主権国家となつたが、そのシェリーフ王国⁽⁸⁾という専制的な宗教国家の性格は変わらなかつた。この性格は憲法制定によって変化し、立憲君主国という近代国家となつた。

第2に、それまでモロッコの主権者であった君主（スルタン）は、バイア⁽⁹⁾という制度のもとに人民の服従をその基礎としていた。

また独立から憲法制定まで君主はその権力の絶対性を維持していた。しかしその間、若干ながらその絶対性の緩和を行なつて來たが、それはあくまでも譲歩、特に君主側からの自発的なものであつて、むしろ譲歩することによつてそれを埋め合わせるだけの利益があつたためである。それは国民の人気を得ること、王制維持のための民主的ポーズまた国民の世論に対する答えといったようなものであつた。それゆえにこの譲歩ははなはだ一方的なもので、自由に取り消しうるものであつた。

しかし、憲法が制定されたことによって、この君主主権の絶対性は否定され、国王の存立基盤および国王と国民の関係が変化した。すなわち國民主権制度の確立である。この伝統的なまた宗教の原理によってたつ専制国家から立憲君主国という性格の変化（むしろ神權国家より世俗国家への変化として）と

君主主権から国民主権への変化が、モロッコ憲法を特徴づける2点であり、またモロッコのナショナリズムがもたらした大きな改革である。

しかし問題は、この憲法は先に述べたような事情を背景とし、また錯綜したイデオロギーの生みだした政治的妥協の産物であるため、はたしてどのように国体が変わり、またどのようなものとして国民主権という近代ヨーロッパの政治体制がとられているかということである。

そのため、つぎにこれらの2点を実定法としての憲法の分析を通して、まず国家の宗教的性格と、第2に、国民主権と国王の権限のありかたから考察してみる。

II 国家の宗教性

憲法はきわめて直截に、モロッコ王国をイスラム国家 (Le Royaume du Maroc, État musulman souverain) と宣言し（憲法前文）、さらにイスラム教は国家の宗教である (L'Islam est la religion de l'État qui...) と定めている（第6条）。歴史的にみればモロッコは、7世紀に始まるアラブ人の侵入によって土着のベルベル人も教化され、全人口の95%が回教徒という宗教国家、イスラム国家として形成してきた。そしてこのイスラム教がモロッコに果たす役割は、アラブ人を主体とする都市とベルベル人を主体とする農村との紐帶、また両種族を結ぶイスラム共同体の形成といえる。アラブ人とベルベル人は必ずしも融和したものでなく、フランスはむしろその対立を利用してきた。たとえば、1930年の「ベルベル勅令」は、ベルベル人をイスラム法支配からフランス法支配に換えるものであった（これが、正統イスラムの名のもとにフランスに対するモロッコ・ナショナリズムの発端となつた）。また1951年、マラケッシュのパシャ（ベルベル人）を懐柔して、モハメッド5世を追放させる一役をかわせたりしてきた。しかしこの両種族はともかくもイスラム教という共通の宗教を持っている。

そして第2にイスラム教は、フランス支配に対する抵抗精神として存在してきた。

また神への帰依は感情的にもイスラム社会への帰属意識をもたせている。

それゆえ、現実にイスラムの慣習は、世俗的、反イスラム教的な考え方を持つ若いインテリ階級をも依然として、その生活全般にわたって拘束している。

そのため国家と信教の分離や、文化的および社会的イスラム秩序の改正は、特に保守的なモロッコでは困難であり、チュニジアのように経済開発に影響をあたえるようなラマダンなどの廃止も行なわれていない。

歴史的にいえば、ヨーロッパ近代国家における国教分離は信教の自由達成への大前提であった。さらに近代自由主義の起源として、この宗教的圧迫への抵抗から生まれた信教の自由は、思想、学問、言論等あらゆる精神活動の基礎をなし、またそれらが近代社会形成の推進力となってきたものである。

この点イスラム国家は、そのイスラムという宗教の独自性によって、宗教国家の立場がとられてきた。そのような事情において、国家の世俗化はどう行なわれてきているかが問題となる。

現在イスラム圏の中には、トルコにおけるケマル・アタチュルクやチュニジアのブルギバ⁽¹⁰⁾が行なったような一連の宗教改革によって、ヨーロッパ諸国のような国教分離や国家の世俗化が行なわれている事実があり、また憲法上イスラム教を国教とし、イスラム教の理念をもって国是とする本来の「イスラム国家」と違って、インドネシアのように単に「イスラム教徒の国家」でしかない例もある。また現実のイスラム諸国の体制からみて、後で述べるような段階的な世俗化への方向がみられるのも事実である。

しかし、これをもってヨーロッパ諸国で行なわれたような国教分離がイスラム諸国においても最終的目的であり、その段階ではじめて近代化が行なわれたと考えるのはどうであろうか。

結局この問題はイスラム教とキリスト教の相違に求められるであろう。

すなわち、イスラム教はキリスト教と異なり、単なる宗教にとどまらず政治的・社会的秩序であって、イスラム教徒として完全な社会生活を送るため

には、政治も社会も同時にイスラム的でなければならない。いいかえれば、宗教すなわち国家というのがイスラムの特質であるからである。この意味でヨーロッパ的国教分離が、ただちにイスラム国家の国教分離すなわち近代化的基準とはなりえない⁽¹¹⁾。

では現実になぜ「イスラム国家」でない「イスラム教徒の国家」が存在し、国家と宗教の分離が行なわれ、またコーランの新しい解釈がなされるか。それはその修正をせまり、またそれを必要とする各国内の社会的要求の相違によるものと考えられる。この点から、イスラム諸国のあり方を国家と宗教の結びつきの強弱から分類してみる。

第1に宗教と国家という伝統的共生を一応ながら分断したトルコやレバノン等の国。

第2に神権政治を否定しながらも、宗教的性格を有するチュニジア、アルジェリア、アラブ連合やヨルダンの諸国。

第3に神権政治を再確認しているサウジ・アラビアやパキスタンの諸国である。

モロッコはこの分離を基準としてどの程度の宗教性を有しているか。憲法の規定によれば、モロッコ憲法は国家の標語を「神、祖国、王」(第7条)と定める。そして先に述べたようにイスラム教は国教であり、その宗教の自由についてはすべての人に礼拝の自由な活動を保障している(第6条)。

さらに国王は、神聖にして不可侵であって、モハメッドの後裔者(不確かであるが)としての地位を有する。さらにイスラム教に関する規定(以上の規定)は憲法改正の対象とならない(第108条)と定められている。これに対して、モロッコのスルタン統治と同じようなベイの支配下から、反仏闘争を展開し、そのベイの支配まで崩壊させたチュニジア憲法の標語は「自由、秩序、正義」(憲法前文)であり、さらにその宗教はイスラム教で(第1条)、イスラム教に忠実であることが前文に述べられている。

さらにチュニジア共和国は個人の自由、信仰の自由を保障し、かつすべての宗教的活動が公共の安全を危うくしないかぎりにおいて保護する(第5条)

ものとしている。またこれらの規定は、モロッコ憲法と違い、憲法改正の限界とはならない。これはチュニジアが厳密な意味で宗教国家でなかった、すなわちbey(チュニジアの国王)は共同社会全般を統治する宗教的権威がなかつたために、イスラム的性格が弱いものである。

他方アルジェリアはモロッコのスルタン、チュニスのベイのような回教君主が存在せず、フランスの130年にわたる支配を通して、その近代ヨーロッパ思想に培われた民族主義者が独立の指導者となつたことなどから、モロッコ憲法におけるような強い国家の宗教性を帶びていない。その標語は「人民のための、人民による革命」であり(第3条)、イスラム教は国教であり、共和国は各人に對しその意見と信仰を保障し、礼拝の自由な行使を保障する(第4条)と定め、またチュニジア憲法と同じく、これらは憲法改正の対象として制限されていない。

アルジェリア、チュニジア両憲法の規定からみれば、この2国も一応イスラム国家であるといえる。これに対してモロッコは、その憲法の標語、憲法改正の規定、特に国王が宗主であることから考えて、その性格は一段と宗教性が強い。それを裏づけるものとして、現在の憲法の前に国王により公布された王国基本法(1961年6月2日公布)は、第1に前文において、モロッコの正統的民主主義の基礎はイスラム教に由来し、第2に本文においてはモロッコはイスラム国家であること(第1条)、第3にイスラム教は、モロッコの国教であること(第2条)、第4に教育はアラブ的、イスラム的な国家目的に従つて行なわれるべきこと(第14条)を定めていた。憲法は国王は信徒の統率者という宗主と定め(第19条)、その宗主は国民統一の象徴であり、國家の永存の保証人であり、市民の権利と自由の擁護者にして、国民の独立と王国領土を保障するものである(第4条)。さらに後に述べるように国王への絶大な権力集中からみて、国王の宗主としての地位が国家の性格に神權政治的色彩を帶びさせることは否定できないと考えられる。先ほどの分類によると第3型に属するといえよう。

モロッコがこのような体制を探ったのは、一面で国王の歴史的地位、また

民族運動に果たした国民統一のシンボルとしての役割や保守的な国民の性格に由来し、さらにイスラム教が独立運動の共通の精神的紐帶であったことによる。

ただし、このイスラム教が独立運動の過程で果たした役割は、モロッコのみならず、それよりもはるかに宗教性の弱いアルジェリアにおいてもその意義が強調されている。このことは、国家体制の相違にかかわらずイスラム教の果たし、また果たしつつある役割を示している。アルジェリア憲法は、その前文にイスラム教とアラブ語は、植民地制度によって行なわれたアルジェリア人の非個性化という試練に対する効果的な抵抗であったとし、その本質的精神力をイスラム教に負っていると宣言していることからも、このことはうかがえることである。

このように国家の宗教性はアルジェリアにもあらわれている現象であり、そのありかたは、それぞれの国の社会的、歴史的関係に原因するものといえる。つぎに、国家の宗教性を考えるにあたって、「イスラム国家」における「信教の自由」がどのような内容を持つかを知ることは、いっそうイスラム国家という性格を明瞭なものとするであろうから、まずモロッコ憲法のその規程にふれてみたい。

モロッコ憲法にいう「礼拝の自由」(le libre exercice des cultes) という言葉は、かつてモロッコに居住していた16万人にのぼるイスラエル人【ユダヤ教徒一編者】と30万に及ぶヨーロッパ人のそれぞれの宗教活動の自由が認められていた歴史的事実をまず思い出させる。

しかしこの自由は1906年モロッコの主権に関してヨーロッパ諸国が開いたアルジェシラス会議で認めたものでなく歴史的で、それ以前に、スルタンと各国間の協定によって、認められたものである。そしてその自由は教会(cult)を中心とした礼拝の自由ということを主目的としていた。またこの自由を認めることは、イスラエル人やヨーロッパ人のユダヤ教、キリスト教といういわゆる「啓典の民」を尊重するというイスラムの原則にもよるものである。この自由が現在も認められていることは、憲法がこの自由をすべての人 (à

tous) といって、国民といっていない点からも考えられる。

さらにこの憲法の礼拝の自由とは、イスラム教徒にとって礼拝を強制されたり、それを妨げられない自由であり、これはモロッコ刑法第220条にも定められているもので、さらに改宗を強制することができないことを意味する。ある意味ではこれはキリスト教に対するイスラム教の保護とも考えられる。ただし、モロッコは逊ニー正統派に属し、マーレキー派のイスラム教法解釈をとっているが、1962年12月、ちょうど憲法の制定される前に注目すべき事件があった。それはモロッコ内で3人のイスラム教の分派であるバーアーディ教徒が捕えられ、その罪状は、反乱罪、秩序紊乱罪、公共秩序違反、不法な社会組織紊乱と宗教心の違反というものであった。この事件から考えれば、この憲法の規定はモロッコにおける特に正統派の礼拝の自由がその骨子であるようにみられ、ヨーロッパなどの近代国家の信仰の自由とは同一のものではない。

特に特定の宗教を保護するための規定とも考えられるこの規定は、まさしくイスラム国家の性格を明白に示しているものといえるであろう。

以上のことから考えて、モロッコ憲法は、そのイスラム国家としての性格を、きわだたせたもので、むしろ神権政治に近い制度を探っているといえるだろう。事実は、シェリーフ王国時代のその伝統的国家の性格を憲法上のものとしたといえる。

III 国民主権と国王の権限【略】

IV 憲法の現実的側面

モロッコ憲法を以上のように分析してみてみると、そこに色濃く残った制度的遺制と、何か明瞭な憲法作成者の意図を感じることができる。

憲法を作成するにあたって、まず憲法制定委員会が作られたが、先に述べ

たように人民勢力全国同盟はそれへの参加を拒否した。それはそのメンバーが選挙になるものでなく、指令されたためという理由であった。事実この委員会はすでにできあがった憲法案を若干手直しするのみで、そのため反対派は憲法は局外者によって作られ、そのある者は保護領時代に務めていた者であると批難した。これに対し国王は自ら作ったものと主張したが、しかし今日その作成にあたってフランス人の助言のあったことはかなり事実とされている⁽²³⁾。

反対派はこの憲法を現実の絶対主義に単なる仮面をつけたものと論難し、これに対し国王はレフレンダムによって直接国民が参与したものであるから、国民の作った民主的憲法であると日本国憲法制定と同じような意見の対立がみられる。

また左派のベン・サーディクは、レフレンダムは合法的に神聖化された絶対主義そのもので、憲法は立憲君主国でなく、専制君主国を目的としていると論じ⁽²⁴⁾、さらにベン・バルカは、この憲法は封建主義と植民地主義を是認し、絶対主義者の遺産と植民地主義に結びついた封建主義のもとに、国民を自由に支配することをねらい、それを法制化したものと批判している⁽²⁵⁾。

たしかに、モロッコ憲法は、制定者の意思、すなわち、イスラム主義的な政治制度や思想とデュベルシェー教授のいうような、ボナパルティズムと第5共和国のドゴール主義を混在させた面がある。

さらに制度的遺制とは、モロッコ・ナショナリズムの基盤である、イスラム教徒がイスラム教というきづなによって形成する一つの共同社会(Umma)に由来し、その支配形態が根強く残存したものである。

そして、この両者を制度化させる憲法の意図するイスラム国家とはなんであろうか。

本来イスラムにおける国家の役割はイスラムの理想社会を作りあげるもので主権は神に属すると考えられていた。しかし今日的にいえば、それは人種、色、出生についてなんの差別もない平等の精神に基づくイスラム民主主義国家を意味し、資本主義と共産主義の中間に於ける第三の道であるとも考えられ

ている。これはウラマーの解釈によるものでなく、ヨーロッパ思想に培われた知識人たちの考え方である。さらにパキスタン等においては、イスラム国家とは、イスラムの原理とくに平等、同胞愛、社会正義が適応されるべき国家と考える。そしてその根本原理はコーランから派生する憲法的原則であり、それは第1に神への帰依と服従であり、第2に人間行動の基礎は政治的なもののみでなく、倫理的なもので根本的にイスラム的倫理と政治活動が融和していること、第3に政府の決定は、人民との協議の結果であることが前提とされ、その協議において多数決の原理に合致すべきことなどがおもなことと考えられる⁽²⁶⁾。

モロッコ憲法はプログラム的性格よりは、きわめて規範的色彩の強い憲法で、憲法が現実にどのような社会的、経済的体制を意図するか明確でない。上に述べたようなイスラム国家がその理想であるかは、憲法の現実的機能の面から考えなければならない。

モロッコ憲法はその理想とする国家としての社会的、経済的規定が少なく、主として政治的規程が多い。そこで憲法の政治的特質として、きわめてモロッコ的な「一党制の否定」と、憲法の経済的側面として所有権の問題にふれてみたい。

このモロッコの特徴ともいえるのは、他の多くのアフリカ諸国と異なって、一党制を禁止し(憲法第3条)、多政党制を探っていることである。このためアルジェリアのように民族解放戦線(F.L.N.)を唯一の前衛的政党とし、またチュニジアのようにネオ・デストゥール党を指導的政党とする両国とはきわだった対照をなしている。この憲法の規定により、モロッコでは一党制支配を許されず、またプロレタリア独裁という社会主義国の一党制も否定され、さらに一つの大衆政党の存在も否定される。

ただ、この多政党主義は、言論の自由、思想の自由にその存在基盤をおくというより、むしろ、憲法制定当時からの多数政党の存在に由来している。そして現実には、きわめて巧妙な国王の政党懐柔を許している。国王は政党や政党人に頼る以上に国民がかれに大きな信頼をよせていることへの自負心

と、政党の対立を利用して、そのバランスの上に政治の主導権を確保しようとする考えがある。実際にはカサブランカ事件以後の政党に対する態度からみて、むしろ政党軽視の考えがあるといえる。今日のモロッコの現状では、多政党制が国王に有利にしか存在していないということである。

【後略】

〔注〕――

- (1) 宮沢俊義「法および法学と政治」(『牧野還暦祝賀論集』1937年) 270ページ。
- (2) 尾高朝雄『法哲学概論』1948年, 357ページ。
- (3) 【略】
- (4) B. J. Bryce著, 松山武訳『近代民主政治』岩波文庫による。
- (5) ミルキヌ＝ゲツエヴィチ著, 小田滋・樋口陽一共訳『憲法の国際化』326ページ。
- (6) モロッコの初代総督であったリオテー将軍は、この保護領は欧洲の1国の統制のもとにあるだけで、その伝統的制度の機構を保ちながら自らを治めるものと考えていた。
- (7) ブレマールは、外交権はないが国内においてはモロッコとフランスが、主権を分割したのでなく、協同的に行使したもので、むしろ、シェリーフ国の主権にフランスが参加したという意味と述べている。Frederic Brémard, *Les droits publiques et politiques des Français au Maroc*, 1950, p. 25.
- (8) シェリーフの名は予言者モハメッドの後継者につけられたもので、独立後1957年にこの名称を改めて、王国とし、スルタンの名称を王国に変えたものである。しかし憲法によってはじめて立憲君主国となったものである。
- (9) モロッコ公法上の一つの制度で、その言葉自体は服従を約束するということに由来する。
Mohamed Lahbabi, *Le gouvernement marocain à l'aube du XX^e siècle*, 1958, p. 41.
- (10) ブルギバ大統領は1961年2月8日に「コーランの解釈とラマダンの断食」という演説をした。その中で、ラマダン、羊まつり、巡礼について述べ、特にラマダンについて国家元首として、コーランの解釈を行なう権限を有する者として、国民生産の増加をはかるためにラマダンを廃止することを述べた。これに対してモロッコでは、ラマダンの禁を犯すものは刑事犯として逮捕され、その数は一昨年は数百人にのぼった。モロッコではコーランを解釈によって変える試みすら行なわれていない。ただ、Jacques Baulinが*The Arab Role in Africa*に述べているように、アラブ民族主義者にとって、イスラム教は歴史的関係が

それを要求するときには使い、不要となったときには棄てさる一つの道具であるということは、ある意味で真実である。

ただ、棄てるためにはあまりにも抵抗が多いために、ブルギバのように解釈によって、またウラマー（イスラム教法典学者団）の権威を無視することによって改善しようとする試みがなされている。

(11) 法律の立場から近代化という場合に、市民法国家の形成が、そのメルクマールになると考えられる。その社会では人間は独立、平等な人格者であり、その法秩序は平等な人格、自由な所有権、自由な契約を土台とする。そこではまた封建的、絶対主義的な、そして政治的、社会的な束縛から解放された個人の営利的活動が、社会生活、経済生活の原動力となっている社会である。さらに市民法国家は、宗教と国家とが完全に分離した国家である。これに対してイスラム国家は、国家と宗教の関係、個人のありかたはイスラムの原則に則っている。この意味で、ヨーロッパ諸国における市民法国家とは、その思想、形態をことにする国家であるといえる。

(23) *France Observateur*, 6 dec., 1962.

(24) Ben Sadiq, *L'Avant Garde*, 5 jan., 1963, 所載の記事による。

(25) Mehdi ben Barkaの人民勢力全国同盟のパンフレットによる。

なお同党の憲法に対する意見は“*Une Constitution pour le pouvoir absolu*”と題した同党のmanifesteに詳しい。*Confluent*, no. 27, jan. 1963所収。

(26) G. W. Choudhury, *Constitutional Development in Pakistan*, 1959, p. 74.

また、これらの原則はコーランの4:59, 5:47, 33:36に由来し、第3の考えは、ローマ法の*vox populi, vox Dei*に相当する。

（安藤勝美／執筆時：アジア経済研究所調査研究部、現：明治学院大学国際学部教授）